

# 海外における主な宿泊税等の事例

参考2

| 国名   | アメリカ  |  |  |   | イタリア   | フランス   | ドイツ                          |
|------|---|--|--|---|--|--|------------------------------|
| 自治体名 | ロサンゼルス市   | サンディエゴ市                                      | ニューヨーク市  | ハワイ   | ローマ  | パリ   | ベルリン                         |
| 税名称  | ※TMD課税  | TMD課税  | ホテルユニットフィー   | 宿泊税   | 滞在税  | 滞在税  | 宿泊税                          |
| 徴収対象 | ロサンゼルス市内の50室以上を有するホテルの宿泊者<br>(*ロサンゼルスで50室以上あるホテルは約170件) | ①サンディエゴ市内の30部屋以上の宿泊施設<br>②サンディエゴ市内の上記以外の宿泊施設 | ニューヨーク市内のホテル宿泊者、もしくは仲介業者(宿泊者が仲介業者を通して予約した場合)   | 宿泊施設等                                       | 11歳以上のローマに宿泊する旅行者  | ・18歳以上<br>・パリ20区内のホテルに滞在する旅行者  | ベルリンに宿泊する旅行者                 |
| 税率等  | 宿泊料の1.5%  | ①宿泊料の2%<br>②宿泊料の0.55%                        | 1室1泊につき<br>10ドル以上20ドル未満: 0.5ドル<br>20ドル以上30ドル未満: 1ドル<br>30ドル以上40ドル未満: 1.5ドル<br>40ドル以上: 2ドル<br><br>*1ドル=124.03円<br>(2015.7.23現在) | 朝食代金等のサービス料を除いた室料の9.25%                     | 1人1泊につき<br>◆ホテル<br>1~2つ星ホテル: 3ユーロ<br>3つ星ホテル: 4ユーロ<br>4つ星ホテル: 6ユーロ<br>5つ星ホテル: 7ユーロ<br>◆アグリトゥーリズモ(農家民泊)、レジデンス(アパート): 4ユーロ<br>◆B&B、バカンスハウス、部屋貸し: 3.5ユーロ<br>◆キャンプ場などの野外施設: 2ユーロ<br><br>*1ユーロ=135.6円<br>(2015.7.23現在) | 1人1泊につき<br>パレスホテル: 4.4ユーロ<br>5つ星ホテル: 3.3ユーロ<br>4つ星ホテル: 2.48ユーロ<br>3つ星ホテル: 1.65ユーロ<br>2つ星ホテル: 0.99ユーロ<br>1つ星ホテル、B&B: 0.83ユーロ<br><br>*1ユーロ=135.6円<br>(2015.7.23現在) | 朝食代金等のサービス料を除いた室料の5%         |
| 用途   | ロサンゼルスTMDでのビジネス会議や観光旅行のためのプロモーション活動に活用                  | サンディエゴの観光プロモーションに活用                          | TMDの観光開発、プロモーション等  | ハワイの観光機関「ハワイ・ツーリズム・オーソリティー」を通じ、ハワイ州の観光促進に活用 | 宿泊施設の維持、文化財及び景観の維持・再生、それに関連する地方公共サービスの維持・再生を含む観光業への財政的支援に活用  | 観光プロモーション等に活用  | 観光振興のため、税の一部が博物館や観光名所への支援に活用 |
| 出典   | ・ロサンゼルス観光局HP<br>・LATimes HP                             | サンディエゴ市HP                                    | ・ニューヨーク市HP   | ・日本ツアーオペレーター協会HP<br>・ハワイ州税務局HP              | ・イタリア政府観光局HP<br>・H25文化庁「文化政策に充当する財源に関する調査研究」   | ・パリ観光局HP   | ・ベルリン市HP                     |

※TMD・・・Tourism Marketing District。観光マーケティング地区。地区のプロモーション活動の資金を捻出するため、地区内に立地するホテル売上額に課税する仕組み。